

平成14年11月12日(火)
於・東条インペリアルパレス

水産政策審議会
第8回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第8回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成14年11月12日 午後1時00分

閉会 平成14年11月12日 午後2時27分

2. 出席した委員の氏名

委員	植村正治	岡田和子	小野征一郎	栢原英郎
	佐々木護	佐藤 稔	島秀典	寿崎洋一
	中村晃次	西橋久美子	二村雄三	増田常男
	三鬼楠好	本川廣義	矢野等子	山下東子
	吉岡修一	吉武雅子		

3. 水産庁側出席者

川口次長	中尾管理課長	井貫沿岸沖合課長
糸遠洋課長	小松漁場資源課長	佐藤資源管理推進室長
本田首席企画官		

4. 諮問事項

諮問第33号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第34号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る公示について

諮問第35号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る公示について

5. 報告事項

指定漁業の許可及び起業の認可の状況について
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（第5回漁獲可能量部会の結果報告）
第1種特定海洋生物資源の採捕数量について
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の改正について

6. 議 事

以下のとおり

7. 議決の数

出席者全員賛成

8. 答 申

[別紙のとおり](#)

目 次

1. 開 会

1. 議 事

(諮問事項)

諮問第 3 3 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第 3 4 号 漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る公示について

諮問第 3 5 号 漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る公示について

(報告事項)

指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について (第 5 回漁獲可能量部会の結果報告)

第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の改正について

1. その他

1. 閉 会

開 会

事務局 お待たせいたしました。予定の時間が参りましたので、ただいまから第 8 回資源管理分科会を開催させていただきます。

事務局 それでは、委員の出欠状況について御報告いたします。

本日は、委員 25 名中 18 名の方が出席されております。石黒委員が若干おくれておるようございます。

水産政策審議会議事規則によりまして、当資源管理分科会の定足数は過半数とされております。定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立をいたしております。

なお、資源管理分科会を始める前に、委員の交代がありましたので御報告申し上げます。

8 月 12 日付で、元日本遠洋旋網漁業協同組合副組合長の西正三委員が退任いたしまして、その

後任に日本遠洋旋網漁業協同組合理事本川廣義さんが任命されました。本川委員を御紹介します。

本川委員 本川です。よろしくお願いします。

事務局 また、同じく8月12日付で、元全国さんま漁業協会会長の山本欽司特別委員が退任しまして、その後任に、全国さんま漁業協会会長の保田綱男さんが特別委員に任命されましたので御報告をさせていただきます。

次に、前回の資源管理分科会が開催されました7月以降に水産庁幹部の異動がございましたので、紹介をさせていただきます。

糸遠洋課長でございます。

糸遠洋課長 糸でございます。よろしくお願いします。

事務局 それでは、分科会長、よろしくお願いいたします。

議 事

(諮問事項)

諮問第33号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」

小野分科会長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日は、議事次第にありますように諮問事項が3件、報告事項が4件になっております。

本日、御審議いただきます諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条の規定により、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。

まず、諮問第33号につきまして説明願う前に、本諮問案件である平成15年漁獲可能量等につきましては、本日の午前中に開催されました漁獲可能量部会において議論していただいておりますので、漁獲可能量部会長の中村晃次委員から御報告をお願いいたします。

中村(晃)委員 それでは、御報告いたします。

今回、諮問されております基本計画のうち、漁獲可能量にかかわる部分の内容につきまして、本日10時から開催されました漁獲可能量部会におきまして検討が行われ、原案のとおり了承されたことを御報告申し上げます。

小野分科会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第33号について御説明をお願いいたします。

中尾管理課長 管理課長でございます。諮問第33号について御説明いたします。恐縮ですが、着席して説明をさせていただきます。

まず、資料2の諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎殿

農林水産大臣 大島 理森

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく
基本計画の検討等について（諮問第33号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成13年11月20日公表。（平成14年4月1日付け、平成14年5月10日付け及び平成14年9月4日付け一部変更）以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同上第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

別紙は次のページ以下にございますけれども、新旧対照表の形で、後ろの方の2 - 20 というページがついたところですが、現行と改正案の対照をしておりますので、これを適宜ごらんいただきたいと思っております。

この中で、漁獲可能量につきましては、お手元の資料に参考3というものがございまして、こちらに平成14年と15年の漁獲可能量の配分が表の形でまとまっております。これをごらんいただきたいと思っております。

それで、平成15年の漁獲可能量の設定の基本的な考え方を申しますと、漁獲可能量、いわゆるTACはABCを基礎として漁業経営を勘案して定めるということで、法律上、決め方が定まっております。ABCをベースに決めるということになるわけですが、平成9年からこのTAC制度を実施いたしまして、ABCの方は非常に急激に変化をすることがございます。例えば、前年の半分のABCになるということがあるんですが、これをとる漁業者の方の数が急に減るわけではないので、平成14年までにつきましては、前年のTACの数字に、できるだけABCにあわせるべく、例えば1割とか2割の削減というふうな形で変更してきたわけですが、最近に至りますと、この方式によれば、ABCとTACの乖離というものが大変大きなものになってきております。

そこで、平成15年のTACを定めるに当たりましては、ABCを基礎といたしまして、おおむね2倍程度までの幅の中で定めていこうという考え方で数字を考えております。今ごらんになっております参考3という資料の一番最後に、その考え方を図で説明したものがあありますが、ABCに対して一定の余裕を持ったTACを設定することの考え方というのは、ここに示している図で見させていただきますと、左上に設定データと書きまして、漁獲実績X年、それからX+1年、X+2年ということで3カ年の各漁業なり、各県の漁獲が、例えば合計100トンという数字が年によって内訳が違ふという場合を考えてみます。それで、3年の平均をとりまして配分量を決めたときに、右上のグラフにあるような配分量になるわけですが、実は魚のいる場所というのは毎年違いますので、上から2段目のグラフで見させていただきますと、配分量を決めても、X年の漁場形成パターンが実際には生じたという場合には、このグラフの点線で囲んだ部分というものが、実は配分量をオーバーするわけです。

その下のグラフを見させていただきますと、TAC制度で漁獲量を制限いたしますと、この点線で囲んだ部分というのは、実はとれないということになります。そうしますと、配分量よりも多くとれ

るところは配分量の範囲で抑える。それから、配分量よりも少ないところについては、とれないわけですから未消化の部分が出てくるということで、この場合で言いますと、100 トンの枠を決めても実際にとれるのは 71 トンということで、3 割ぐらいいは資源の利用ができないということになります。

そこで、仮に配分枠を 2 倍という形で設定をいたしますと、一番下のグラフですが、実際の漁場形成が、X 年のパターンが発生をしても、ほとんどこの枠の中に入るだろう。ただ、1 カ所だけ E 県というところは配分枠を超過いたしますので、この分が 3 トンぐらいい出るだろうということですが、97 % は資源が有効利用できる。それで、E 県の場合には、恐らく配分枠の 2 倍以上にとれるということは、年度の途中におきまして、かなりハイペースで消化がなされますので、これについては当初設定の後の状況を見ながら配分をし直すということも考えられるだろうというようなことがあります。これが、来年の T A C の設定に当たっての考え方でございます。

それで、参考 3 の表に沿いまして各魚種ごとの御説明をさせていただきます。

まず、さんまでございますが、平成 15 年の A B C ターゲットが 33 万 4000 トンでございます。それで、さんまにつきましては、T A C もこの 33 万 4000 トンをそのまま採用しております。

すけとうだらにつきましては、実は系群ごとに若干違いがあるわけでございますが、まず日本海につきましては、実は今年の A B C を再評価したところ、当初の A B C よりも 3 倍以上の修正をすることになったということで、14 年の T A C 自体も見直しをいたしまして上方修正をしております。具体的には 6 万 5000 という数字ですが、それで、15 年もこの 6 万 5000 という数字を使いたいと考えております。

オホーツク海につきましては、ロシア水域からの来遊状況いかにによって漁獲が大きく変動するという特質がございまして、また A B C も 14 年に比べまして 15 年は増加をしておりますので、14 年と同じ 4 万 4000 トン。太平洋につきましては、実は平成 12 年から 13 年にかけて A B C が半分に減るといって大変大きな減少をいたしまして、その後、A B C は若干ふえておりますが、まだ低い水準にあるということなので、14 年の T A C を 1 割ほど削りまして 15 年の T A C を考えております。

それで、すけとうだらにつきましては、そのようなものをすべて合わせますと、14 年の 33 万 8000 トンから、15 年は 31 万 5000 トンという形に減少いたします。

それから、まあじでございますが、まあじの A B C は 15 万 2000 トンでございます。まあじは浮魚資源でございますので、漁場形成が毎年変わるということで、その 2 倍の 30 万 4000 トンという数字を考えております。

まいわしにつきましては、15 年の A B C は 5 万 7000 トンと、大変、資源状況は厳しくなっております。それで、5 万 7000 トンというのは単純に 2 倍にしますと 11 万 4000 トンになるのですが、特に日本海の資源状況が大変厳しいことに鑑みまして、まいわしにつきましては、その 2 倍までの数字をとらずに 10 万トンという数字を設定したいと考えております。配分につきましては、漁場変動に起因する配分枠の未消化の問題も出てまいりますので、大臣管理分を含めまして、すべて若干という形で整理をしたいと考えております。

それから、さば類でございます。まさばとごまさばを合わせました A B C が 23 万 5000 トンでございます。これの倍をしますと 47 万トンになるのですが、これは 14 年の T A C 69 万 3000 トンの約 3 分の 2 という大幅な削減となりますので、A B C のほかにもう一つ別の数字といたしまして、現状の資源水準を維持できる漁獲量というのが 27 万 7000 トンでございます。それで、27.7 万トン

とABC 23.5万トンの平均の数字をベースといたしまして、それを2倍にした51万2000トンという数字をTACの数字としては考えております。

それから、するめいかでございますが、するめいかの資源につきましては非常に良好な状態にごさしまして、ABCが48万8000トンでございます。これも複数のカテゴリーに配分をしておりますので、ABCに1割の余裕を見込みまして、14年と同じ53万トンという数字でTACを決めたいと考えております。

ずわいがににつきましては、まず、今年14年のTACについて、先般、承認漁業に関する制度改正がございまして、10トン以上の小型底びき網漁業の権限が知事に移行されました。このことにつきまして、配分先が細分化されますので、数量管理が柔軟性を失うことにならないようにという御指摘もありましたことを踏まえまして、一定の留保枠を設けるということが考え方でございます。

それで、15年のTACにつきましては、ABCの数字を基本的にTACにするということで設定しておりますけれども、この中でオホーツク海につきましては、すけとうだらと同じようにロシア水域からの来遊状況によって漁獲が変動するという要素があること。またABCも増加しているということがございますので、本年度と同じ数字を設定しております。この結果、ずわいがににつきましては6455トンというような数字になっております。

それで、今年のTACにつきましては、今申し上げましたように、各魚種ごとの事情を勘案してはありますが、全体としてABCとの乖離を縮めるということで、おおむね2倍の範囲内におさまるような形の数字にしておりますので、大変窮屈な数字になっているものもございまして。このため、15年に実際の漁獲が始まって資源状況が思ったよりもよいということが出てくれば、従来にも増して迅速に、この期中改定を行っていくというような形で対応していきたいと考えております。

今回のTAC設定の案につきましては、都道府県にも照会をいたしましたところ、漁海況の状況などによる期中改定なり、留保枠の配分を迅速に行っていくことを要望しますというようなことで依存はない旨の回答なり内諾をいただいております。

以上でございます。

小野分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はありませんか。

中尾管理課長 1つだけ補足させてください。今、参考3を中心に御説明いたしましたけれども、細かい文言は諮問文の後ろについております資料2にあるおりの文章でございます。表現等の字句修正については、若干、これから精査をいたしまして、ミスがあるようなところを直すということで変更される部分も出てくる可能性もございしますが、この点は御一任をいただきたいと思います。

小野分科会長 以上の補足がありました。よろしいでしょうか。部会では議論をされて了承を得ているわけですが。

それでは、諮問第33号については原案どおりでよろしいでしょうか。

中村委員。

中村(晃)委員 TAEの関係の部分というのはどうなんでしょう。今のはTACの部分だけなので、特に意見もなかったんですが、これですべて、諮問33号が全部終わるという格好になるんですか。

小野分科会長 TAEは、この後ですか。報告事項の中に入るんでしょうか。

中尾管理課長 TAEにつきましては、報告事項の中で御説明をさせていただくということでございます。

中村（晃）委員 T A Eは審議会の審議の中身になっていなかったですか。

中尾管理課長 失礼しました。ちょっと勘違いをしておりました。33号の中に、今のT A CのほかにはT A Eの部分がございます、T A Eの部分もあわせて、この分科会の方で御審議いただくことになっておりますので、それを御説明した上で、また御議論いただきたいと思っております。

それでは、続きまして、今のT A Cの部分と、もう一つT A Eがございますので、T A Eについて御説明をいたします。今の基本計画の中に文言としてはすべて入っておりますが、T A Eにつきましては今回初めての説明になりますので、まず参考資料の方で大まかな説明をさせていただきたいと思っております。参考4をご覧くださいと思います。

まず、T A Eの設定の考え方でございますけれども、このT A Eにつきましては、13年度から実施をしております資源回復計画と連動した運用を行うということにしてございまして、資源回復計画の対象魚種の中から選定をいたします。

それで現在、資源回復計画につきましては3計画ができてございまして、4計画目の最終的な詰めを行っているという段階でございます。参考4の1ポツのところに書いておりますように、さわら瀬戸内海系群資源回復計画、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画、日本海西部あかがれい資源回復計画という3つの計画が現在できてございまして、それぞれの対象魚種はここに書いてあるとおりでございます。それから、協議中のものとして、太平洋北部沖合性かかれい類資源回復計画の対象魚種がさめがれいとやなぎむしかれいでございまして、この5つの魚種というものが現在考えられている魚種でございます。

それで、このT A Eにつきましては、恐縮ですが、今の資料の一番最後のページをごらんいただきたいわけでございますけれども、採捕の種類、海域、期間ごとにT A Eを設定するという考え方をとっております。例えば採捕の種類ごとに、1番のところでございますが、Aという漁業とBという漁業があって、そのどちらも漁獲努力量が同じであっても、グレーの部分、対象魚種の漁獲量がAの方は多く、Bの方は少ないというような場合にはAについてT A Eを設定する。それから、Bのように、やはり海域ごとにA海域においては対象魚種の漁獲があり、Bについてはないという場合にはA海域についてのみ設定する。3番は、同じように漁期も漁獲が特定の期間に限られる場合に、その期間にT A Eの上限を設定するというところでございます。

それで、具体的な漁獲努力量の設定の考え方でございますが、今の資料の2ページ、4-2と書いてあるところの真ん中に算式のようなものがございます。資源回復計画におきましては、内容として、例えば漁期の制限、いわゆる休漁でありますとか、あるいは減船、漁具の改良などによって漁獲努力量を削減するわけですが、T A Eの定め方として、現在の総漁獲努力量から資源回復計画に基づく削減漁獲努力量の部分を差し引きまして、それで漁獲努力量の上限を定めるという枠組みになります。例えば休漁をするというときには、その休漁明けの期間に漁獲努力量が従来よりもふえるということで、全体としての漁獲努力量が削減されないということを防ごうという趣旨で定めるものでございます。

具体的な数字につきましては参考6のところがございますけれども、今回考えておりますのは、あかがれい、さわら、とらふぐという、現在、資源回復計画が既に策定をされております3魚種ですが、これについて、この表にあるような数字でT A Eの設定をしたいということでございます。

それで、あかがれいにつきましては沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業で漁獲されているわけですが、計算の仕方として、漁業種類によって1隻当たりの漁獲能力が違いますので一定の換算をしております。あかがれいで申しますと、小型底びき網漁業の日数としてしま

して延べ2万 2496 日という数字を考えておりまして、小型底びきの場合には、この数字でいいわけですがけれども、沖合底びき網漁業の場合には、例えば1 そうびきであれば小型底びき網漁業の2 倍の漁獲努力量を持っているということで、小底換算値1万 2492 日というものを2 で割った6246 日操業していいという計算になるわけですが、そのような設定の仕方をしたい。それから、配分量につきましては、下にありますような大臣管理漁業と知事管理漁業に配分をする。

それから、さわらにつきましては流し網の数値に換算をいたしまして、同じような考え方で、これは瀬戸内海のさわらでございますので知事管理漁業に各県別に配分をしていく。

とらふぐにつきましては、愛知県と三重県の2 県が関係するわけですがけれども、約 8000 日の日数を愛知県と三重県の小型底びき網漁業に配分をするというようなことで配分案をつくっております。

それで、このT A Eにつきましては、資源回復計画を策定していく段階におきまして、広域漁業調整委員会において資源回復計画の策定に当たっての議論をしております、この資源回復計画の内容にあわせたT A E設定を行うということであることを申し添えます。

以上でございます。

小野分科会長 それでは、ただいま追加の説明がありましたT A Eを含めまして、第 33 号の諮問につきまして御質問・御意見をいただきたいと思っております。

吉岡委員。

吉岡委員 このT A Eの問題でございますが、特に我々、日本海西部の海域になって、あかがれいが魚種として広域調整委員会の中で決めて、各会員につきまは、いろいろと説明を申し上げて了解しておるわけでございますが、一方、韓国の問題ですね。私は、水産庁はちょっと韓国からなめられているのと違うかなと特に思っておるわけでございますが、先月の 28 日に、今まで民間協議会で話をしてきた折におきましては、韓国の場合は、6 月から 10 月までは、底刺し網につきましては一切魚をとっていない。とっているのはえい・たいしかとっていない、こういうふうな説明の中で、我々も水産庁からそのようなことをお聞きしておりましたし、今まで、韓国の方もそういう言い方を実はしておったわけでございますけれども、今回、小型底刺し網は 12 隻あるようでございますが、これで 1 年間、あかがれいばかりを 実際は浜田の沖の三角の地域で 12 カ月、あかがれいばかりを操業しておるといことがはっきりと判明したわけでございます。

そういうことで、せっかく我々、あかがれいということの中で理解を示して了解しておるわけでございますので、今後、韓国との政府間交渉におきまして、私も随分と、この問題については「資源回復計画の中で日本としてこうやっているんだ、おまえさんらおかしいじゃないか、ふざけんな」とやったんですが、「韓国のそうした許可でやっておるのを、何で、あんた偉そうなことを言うんだ」と、そこまで、実は向こうは立腹をするわけでございます。

そういうことでございますので、やはり、日本だけがそういうふうな魚種をやって削減計画を考えておりまして、一方は、そういうふうなでたらめをやっておるわけでございますので、そこらをもっと、今後強力に調整を図っていただくように御要望を申し上げておきたいと思うわけでございます。

中尾管理課長 韓国の漁獲の問題につきましては、今、吉岡委員の方から御指摘がございましたけれども、ちょうど今、交渉担当がおりませんので、今後の日韓交渉の中で韓国側に対して事実関係の確認をまずは行うとともに、今後の資源管理についての対応を求めていきたいと考えております。

小野分科会長 そのほかに、御質問、御意見ございますか。

中村委員。

中村（晃）委員 諮問内容そのものにつきましては、特にT A Cの方は私中心になって午前中にやっておりますので問題ないわけですし、T A Eの方も、これは先ほど御説明がありましたように、広域漁業調整委員会の中で、かなり具体的に検討を進めてでき上がったものだというふうに理解しておりますし、各関係県あるいは関係業種の間で、かなり調整なり、詰めた議論がなされているのだというふうに理解しておりますので、それはそれで結構だと思っております。

ただ、同じ計画の中に乗っかっている制度なんですけど、T A Cの方は、この審議会の中にT A C部会があって、一応、そこで検討し、午前中T A C部会もありましたし、昨日は、そのT A C部会の懇談会というようなこともやっております、作成過程において審議会がタッチをして決めるという格好になっているんですけど、T A E制度の方は広域漁業調整委員会の方が中心になってつくっているので、ここまででき上がったものが、初めて資源管理分科会の中が上がってきて、さあ、どうだと、こういう話になってくるわけですね。

先ほども言いましたように、これは非常に具体的な話ですから、極めて困難な調整を経てでき上がってきているというふうに思っていて、なかなかこの審議会の段階で当否というか、意見を言うというのも非常に難しい、我々としても、その判断の材料がないというのが実態だろうと思います。その辺を、果たしてそういう形でいいんだろうかという非常に素朴な疑問なんです。大変ローカルな話も多いし、極めて細かい話があるので、ここで審議会が入って決めるというのも非常に難しいというのは、私も十分理解しておりますが、同じ計画の中に盛られる事項が全く違う形で決定されるという、その決定過程がこれでいいのかなという素朴な疑問が一つございます。

さらに考えますと、T A Cの魚種の中に、これは魚種別に決めなければいけないという格好になっているものだから、非常に小さな系群も入り込んでいる。そういう系群についてはT A Cで決めるよりは、むしろT A E制度みたいなもので処理する方が適切なんじゃないかなという感じのある系群もある。

また、昨日のT A C懇談会なんかでも、しきりに水産庁側から説明があったんですが、卓越年級群が出てきたときには、それをできるだけ将来に生かすような方法をとってほしいという話があったんですね。ところが、T A Cだけ決めていたのでは、そういうことはほとんど実効の担保がないんです。卓越年級群をどうかしたいということであるとすれば、それは、むしろT A E的な管理の仕方の方が適切であって、T A Cだけで処理するというのは不適切なのかなと もちろん、T A Cがあること自体はいいんですが。

というようなことを考えますと、T A CとT A Eというのがばらばらに、魚種ごとに決めてしまっているのだからという感じが非常に強くしております。これまでT A Eというのが表へ出てこなかったもので、私どもも、そういう意味では考え方がちょっと浅かったのかなという感じもしますが、実際にこうやって姿が見えてくると、やはりT A CとT A Eとの間の関係が今のままで果たしていいのか。現在の制度で行けばこれしかないんですけども、その制度そのものについても、T A Cも既に6年たっているので、いろいろと実際の問題点も出てきている。きのうの懇談会なんかでも、T A C制度そのものについてのいろいろな疑問点も大分活発に出ていたというようなこともございますので、この辺で、そろそろT A C制度あるいはT A E制度との調和ということも考えて、ある意味での再検討がそろそろ必要な時期に来ているのかなという感じがしております。

これは全く印象でございまして、諮問そのものについては、私はこのままで結構だと思っております。

ます。

小野分科会長 かなり重要な問題だと思いますけれども、一つはT A Eの決定過程の問題、もう一つはT A Cとの関連ということで……。

中尾管理課長 2つございまして、まず第1点の方のT A Eの設定について、この水産政策審議会の方に諮問をするやり方といたしますか、その取り扱いについて、既に積み上げてきた数字なので、これをどういうふうに審議するのかと、そういうお話なんだろうと思うんですけども、確かに、御指摘の趣旨についてはよく理解ができるところでございます。

実は、今まで13年度から、この資源回復計画をつくるということで、実際にT A Eを決めたのは今回初めてなんですけど、これについては、本審議会への報告をどういう形でしていくかということなども、例えば、これは一つのアイデアですけども、資源回復計画の作成状況について、この審議会の機会をとらえて、随時、御報告をして、その方向性について、水産政策審議会としての御意見をちょうだいしながら回復計画の策定に反映させていくとか、これからどういう運用の工夫があり得るのかということにつきましては宿題とさせていただきますして検討させていただきたいと思っております。

それから、もう1点のT A C制度なり、T A E制度のあり方が現状のままでよいのかということでございますが、T A C制度、平成9年からスタートいたしまして、ことし6年目ということで、来年が7年目になるわけですけども、最初に導入をしたときには、余り想定をし切れなかったようないろいろな限界的な問題などは、やはり出てきているというのが実態でございます。

それから、資源管理法を改正した際にT A E制度を導入したときには、第1種の資源というのはT A C、第2種の資源というのはT A Eだと、こういう魚種ごとの仕分けをしたわけですけども、実は、こういう区分の仕方もそういう形でいいのかということになれば、T A Cの方から見ても、小さい系群については別の扱いの方がいいのではないかとすることも確かにございます。これにつきましては、また制度改正を必要とするような問題でございますので、今後の検討課題ということで考えさせていただきたいと思っております。

ちなみに、今、水産庁内におきましては、T A C、T A E、その他の手法も含めまして資源管理のあり方につきまして庁内でいろいろ検討しておりますので、その庁内での検討の中で、今、中村委員からお話がありましたような視点も踏まえまして検討させていただきたいと考えております。

小野分科会長 決定過程、関係については宿題として考えていただくということだと思いますので、ほかに、御意見ございますか。

そうしますと、T A Cを含めまして、諮問第33号については原案どおりでよろしいでしょうか。
〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 T A Eについては御意見なり、あるいは今後の運用の仕方について御意見が出たんですけど、T A Cについては特に御意見はなかったようですけども、部会で議論されていますし、このように決定いたしたいと思っております。

諮問第34号

「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る公示について」

小野分科会長 それでは、諮問 33 号はこれで終わりました、34 号について御説明をお願いいたします。

糸遠洋課長 遠洋課長でございます。資料 3 をごらんいただきたいと思います。
まず、諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎殿

農林水産大臣 大島 理森

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る公示について（諮問第 34 号）

中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成 15 年 3 月 20 日から平成 16 年 2 月 29 日までと定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条第 3 項、第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

まず、公示案の基本的内容ですが、次のページに説明がございますので、お開きください。通常、さけ・ますの漁業に関しましては、春に行われます日本とロシアの交渉に基づきまして操業条件などが定められるわけでございますけれども、今回諮問いたしますのは、日本海の水域において操業するさけ・ます漁業でございます。

この漁業は、例年 3 月下旬に操業が始まりますので、通常の公示期間を確保するため、今回、公示について諮問をお願いいたす次第でございます。

平成 15 年の許可または起業の認可の隻数につきましては、平成 14 年と同数の 12 隻といたしたいと考えております。

また、前回の公示案と改正する点が 2 点ございます。

1 点目は 2 ポツにございますが、この漁業の主な兼業漁業が中型いか釣り漁業でございまして、この船舶の総トン数の上限にあわせてまして経営の効率化を図っていきたいということで、新トン数適用船の上限を従来の 139 トンから 185 トン未満に変更。また、旧トン数では上限を 100 トン未満から 153 トン未満に変更いたしたいというものでございます。

2 点目は 3 ポツにございますが、操業区域の記述の変更でございます。これは、本年 4 月に測量法の改正によりまして、操業区域の表記を日本測地系から世界測地系の緯度経度に変換いたすというものでございます。技術的な変更でございます。

それ以外の操業条件につきましては変更はございませんが、操業期間につきましては、従来どおり 3 月 20 日から開始いたしまして、終了日は、我が国の 200 海里水域の中におきましては来年の 6 月 30 日まで、また日本海のロシア水域につきましては 7 月 5 日までとしまして、申請期間は公

示の日から翌年2月28日までといたしたいと考えてございます。それ以降に具体的な公示の中身、また農林水産省の告示案が別紙についてございます。

以上が、諮問の御説明であります。よろしくお願い申し上げます。

小野分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございませんか。

吉岡委員。

吉岡委員 船舶の総トン数につきましては、私どもといたしましては、反対する気持ちは毛頭ないわけございまして、このままでいいと思うのでございますが、今、底びき船がいか釣り兼業している船も実はあるわけございまして。そうした場合において、今後、仮にそういう要請が出てきた場合において、100トン未満を153トンまで、果たして上げられるような気持ちはあるのかどうか、そこらをちょっとお尋ねしたいのですが。

井貫沿岸沖合課長 沿岸沖合課長でございます。

いか釣りにつきましては、割と沖合いということで沿岸の小型いか釣りとの関係が、現在、整備されつつありますので上限を上げたわけございまして、底びきにつきましては、いか釣り以上に沿岸とのかかわり合いが強うございまして、非常に底びきのトン数を上げるということについては問題が多かろうと思っておりますので、現在のところ、いか釣り並みに上げるということは全く考えてございません。

小野分科会長 何か、御意見ございますか。

吉岡委員 そうなりますと、不都合じゃないですか。そんなことありません。

井貫沿岸沖合課長 今後、兼業状態というのが非常にパターン化して、その方が便利だというふうにはなろうかと思っておりますが、やはり底びきの場合には、非常に主力の漁業でございますから、そういった点で底びきがメインと考えていただきまして、いか釣りについては、ほかのいか釣りが大型の漁船を使おうとしても、底びきの兼業種である限りにおいては底びきのトン数でやっていただくしかないというふうに考えてございます。

吉岡委員 特に今後、やはり新船をなかなかつくることできないといった場合において、今、トン数を上げた、そうした中古船を買い求める場合もあり得ると思うんですね。しかし、それでもだめだとおっしゃるんですか。

井貫沿岸沖合課長 漁船の形態からいたしまして、いか釣り船を底びき船に改造するというのは、非常に経費もかかりますし、通常のことではない。ただ、沖底船をいか釣りに兼業にする場合には、ほとんど改造せずに使えるという実態がございますので、沖底をいか釣りに兼業に使う場合には沖底のトン数でやっていただくしかないと思っておりますし、いか釣りの中古船を買ってきて沖底に使うということは、実態上考えられないと思っておりますし、先ほど言いましたように、どちらがメインかということと、ほかの漁業、特に沿岸漁業との関係から言いますと、沖合底びき網漁業については、現在のトン数でいか釣りの兼業をやられる場合にはやっていただくしかないと考えております。

小野分科会長 よろしいですか。

吉岡委員 私どもといたしましては、何かしら、もう一つ納得ができ得ないと思うのでございますが、今後の漁業の衰退を見ながら、今、いか釣りを底びきに改造できないというようなことを課長、おっしゃいますけれども、それはやはり経営者の判断でもって、新しい船をつくるのがベターかどうかといろいろな考え方があろうと思うわけございまして。ですから、さけ・ますと兼業ならトン数は自由に上げて、底びきはだめだということ、当然、沿岸との摩擦の問題、いろいろ今まで審議した過程にはあるわけございましてけれども、全く関係ない、そうした地域もあるということ

再認識していただいて あるのかないのかということは今後の問題でございますが、そういう要請があったら、私はやはり、今のようなだめだということできなしに、前向きな姿勢で考えていただきたいということで、別に答弁は求めません。

小野分科会長 特に、ございますか。

川口次長 答弁は求められませんでしたが、1つだけ御紹介をしておきたいと思います。

先般の水産基本法あるいは水産基本計画において、水産物の安定的供給とそれを担っていく漁業の安定というものをうたっているわけですね。そういうものを具体的に実現すべく、今、水産庁の中に安全・安心の部会ですとか、あるいは漁業の構造というような面から検討する内部の検討の場を設けて議論しています。それで、今後をにらんで、どういうふうな漁業構造をつくっていくのがいいのかという面での検討をしているわけです。

おっしゃるような面につきましては、確かに、資源の問題も一つはありますし、漁業経営の問題もありますし、場合によっては、地域によって違いますけれども、多くの複数の構造の中で操業しているわけですから、そういった調整問題ということもあろうかと思えます。そういうものを具体的に念頭に置いて、中長期の課題として私は考えていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

小野分科会長 それでは、ほかにもございますか、御質問、御意見。先ほどの中型さけ・ますの諮問 34 号につきまして。

それでは、原案どおりでよろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 そのようにいたします。

諮問第 35 号

「漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る公示について」

小野分科会長 それでは、諮問第 35 号について説明をお願いいたします。

糸遠洋課長 資料 4 でございます。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野征一郎殿

農林水産大臣 大島理森

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る公示について（諮問第 35 号）

小型捕鯨業につき、別紙 1 の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の

隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成 16 年 3 月 31 日までと定めたいので、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条第 3 項、第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1 枚おめくりいただきたいと思います。

まず、指定漁業でございます小型捕鯨業の許可の有効期間は平成 15 年 3 月 31 日に満了いたします。それに伴いまして、引き続き許認可を継続する必要がございますので、別紙 1 で公示案を定めてございます。別紙はその次のページからでございます。

この中で、毎年、許認可の公示を行っておりますが、現行のものと同一内容を踏襲いたしております。隻数は、表 2 の下段にございます 9 隻でございます、本年と同様でございます。

続きまして、次のページをごらんください。許認可の申請期間でございますが、答申をいただきましたら、早速、公示をいたしまして、明年の 3 月 24 日までということで 3 カ月の期間を申請期間に充てたいと考えております。備考にございますが、この許可に係る有効期間は、対外的な関係もでございますので 1 年間ということと定め、また 2 にございますように、各種の鯨の種類ごとの制限、または条件というものも定める予定でございます。

2 枚めくっていただきますと、毎年の小型捕鯨業の捕獲実績を表にいたしております。最後のページをごらんいただきますと、本年、平成 14 年はトータルで隻数が 9 隻でございます。まずミンク鯨につきましては、残念ながら、IWC の場でモラトリアムとなっております、捕獲枠をゼロといたしております。それ以外の魚種につきましては、IWC が管轄いたしております鯨の種類以外ということで、ツチ鯨、ごんどう鯨、その他というものが掲げられております。このその他というものは、すべて「はなごんどう」と称する鯨でございます。

これらの鯨種を捕獲対象にいたしておりますが、この 3 種の鯨種類におきましては、それぞれ資源量に応じて、上段にございます捕獲枠を定めまして操業の管理をいたしております。平成 14 年の操業実績は、まだ途中段階でございますが、ツチ鯨が 62 頭、その他の鯨 12 頭の捕獲ということになってございます。ごんどう鯨につきましては 11 月、今月末までの予定で操業をいたしている最中でございます。

以上が、諮問の中身と近年の実績の推移でございます。

以上でございます。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

小野分科会長 ただいまの説明について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

佐々木委員。

佐々木委員 先月の部会の問題もあったわけですが、鯨が、ミンク鯨も含めて全く漁獲は国際的にできないということで、それに関連して、かなりほかの魚種が多量に鯨の餌になって資源にも問題があるのではないかとというような議論もあったのですが、これは、鯨そのものの種類はありますが、資源量の問題は、ちょっとお聞きをしたいのですが、増えるんですか。大体、横並びの捕獲枠にはなっておりますが、これについては、鯨の資源は増えるんですか、減るんですか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

糸遠洋課長 お答えします。ミンク鯨につきましては IWC で 15 回、毎回、日本の沿岸のミンク鯨の 50 頭枠を要求し、15 回全敗をし続けてきておるわけでありまして、幸い下関では、4 分の 3 以上の得票が必要でございますけれども、1 票差まで近づいたということでございます、これ

から沿岸のミンク鯨の再開に向けて、まだ先は長いと思いますが、今後とも努力していきたいと思
います。

今回の沿岸の小型の鯨種でございますが、ここにつきましても、遠洋水産研究所が主体となりま
して、目視調査を中心に日本近海で調査をいたしております。その調査でございますけれども、は
っきり申し上げて、資源自体について、極端によくなっているということがまだ示せないというの
が結論でございます。

ただ、今年から下関の会合以降、沿岸のミンクを主体とした調査でございますが、50頭の調査
枠を設けて、釧路中心にかなり濃密の調査を行いました。釧路から出航してすぐに鯨を見つけると
いうようなことで、確かに、近海に鯨が多く見かけられるということは、定性的には、我々は感じ
ているところでございます。さらには沖合い調査につきまして、今年からいわし鯨を50頭追加い
たしまして調査をいたしております。特に鯨が、いわゆる漁業と競合していないか。さんまとかい
わし、するめいか等の捕食状態につきまして、より精密なデータの収集をしまいたいと思っ
ております。

小野分科会長 そのほかにもございますか。

諮問35号につきまして、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 そのように決定いたします。

(報告事項)

指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

小野分科会長 それでは、諮問事項はこれですべて、33、34、35と終わりました報告事項に入
りたいと思います。

まず、報告事項の1についてお願いいたします。

本田首席企画官 企画課首席企画官の本田でございます。報告事項の「指定漁業の許可及び起業
の認可の状況について」を資料5に基づきまして御報告いたします。

本状況報告につきましては、漁業法第64条の規定に基づき、毎年、本審議会に報告しているも
のでございます。

表紙から1ページとついておりますので1枚おめくりください。2ページでございます。指定漁
業の許可期間及び許可・認可隻数の、今年10月1日現在と前年同時期の比較でございます。前年
の数字は、昨年、水産政策審議会に報告された数字でございます。この1年間の間に、指定漁業の
5年更新許可の一斉更新もございましたが、その対象となっておりますのが、番号で言いますと1
番から8番までの漁業種類でございます。9番以降は、毎年更新する1年許可の漁業種類ござい
ます。

増減のところを見ていただきたいと思いますのですけれども、大きくプラスが出ておりますが、これは、基
本的にことし新たに指定漁業として追加になった漁業種類にかかわるものでございまして、昨年実
績がないということで、その分、純増という形になっているものでございます。これが、6、7、

8のさんま漁業からいか釣り漁業と、あと5番の近海かつお・まぐろ漁業の10トンから20トン階層の漁業ということで、この部分について大きなプラスが出ております。

あと、幾つかの漁業種類でマイナスが出ておりますけれども、基本的には減船あるいは廃業という形で隻数の減少となってあらわれております。

3ページから5ページにかけては、先ほどの2ページの許認可隻数のうちの14年のトン数階層別の内訳でございまして、これにつきましては説明は省略させていただきます。

最後に6ページでございまして、指定漁業の漁獲量についてでございます。最初にちょっと御注意いただきたいのは、先ほどの2ページで2年対比しておりますが、これは平成13年と14年の対比でございまして、漁獲量の実績につきましては数字が1年ずれております。平成12年と平成13年の対比という形になっております。全体で、1年間で29万トンの減少であります。この減少のうち、沖合底びき網漁業と遠洋底びき網漁業で出ている減少につきましては、基本的にすけとうだらの減少ということでございます。

それから、3番の大中型まき網漁業のうちの太平洋中央海区、いわゆる海まきと遠洋かつお・近海かつおのかつお部分、この3つにつきましてはかつおの漁獲減ということでございます。

以上、簡単でございますけれども、御報告を終わらせていただきます。

小野分科会長 ただいまの説明について、何か御質問等はございませんか。

特にございませんか。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（第5回漁獲可能量部会の結果報告）

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の改正について

小野分科会長 それでは、次の報告事項に入りたいと思いますが、報告事項の2、3及び4につきましては関連しますので、一括して説明していただきたいと思っております。お願いします。

中尾管理課長 それでは、報告事項の2について御説明いたします。資料6をごらんください。第5回の漁獲可能量部会の結果報告ということでございまして、9月4日に開催された部会におきまして、まあじとずわいがにの漁獲可能量の配分を変更しております。

2枚目を見ていただきますと一覧表になっておりますが、まあじにつきましては、和歌山県の配分を留保枠から1000トン追加するというので5000トンから6000トンに増加をいたしました。

ずわいがににつきましては、ことし承認漁業の取り締まりに関する省令の改正を行ないまして、従来、小型底びき網漁業の中で10トン以上のものは大臣管理分という取り扱いをしておりましたが、これを改めまして、10トン以上の小型底びき網漁業について、知事管理にTACの管理の仕方を変えたわけでございます。その結果、ずわいがににつきましては、農林水産大臣分というところから各県への配分が変わるというものがございまして、農林水産大臣分が497トン減少いたしまして、各都道府県の配分が増加をするというような配分の変更をいたしたところでございます。

以上が、報告事項の2でございます。

それから、報告事項の3でございますが、資料7をごらんいただきたいと思っております。TAC魚種

についての採捕数量の報告状況でございます。先月の 21 日までに報告をされた数量でございます。さんまが 5000 トン、すけとうだら 6 万 8000 トン、まあじ 11 万 3000 トン、まいわし 3 万 4000 トン、さば類が 13 万 8000 トン、するめいか 14 万 4000 トン、ずわいがにが 0 ということでございまして、まだ本格的な漁期に入っていないものについては低いわけでございますが、魚種別の傾向を見ますと、すけとうだらが前年に比べて消化ペースが高い。まいわしにつきましては消化ペースが低い、さば類も若干低い。するめいかは、前年に比べて消化ペースが高いというようなことでございます。

次のページに、各配分ごとの消化の状況でございます。浮魚類につきましては、やはり消化のペースに差がございまして、例えばまあじで申しますと、先ほど言いましたように、和歌山県が 71 % ということで高いわけですが、一方で低い県もある。まいわしにつきましては、総じて消化率は低い。さば類につきましては、東京都 51 %、長崎県 49 % というところが高いわけでございますけれども、消化率の低いものもある。するめいかにつきましては、大中型まき網漁業の消化が非常に高くなっているというような状況でございます。

それから、報告事項の 4 点目でございますが、資料 8 をごらんいただきたいと思っております。先ほど御説明いたしました T A E の関係で、資源管理法の省令を整備いたしました。省令の中身は、資料 8 の 2 ポツのところでございますけれども、まず採捕の種類につきまして、現在、策定中の資源回復計画あるいは策定済みの計画も含めまして、漁業種類といたしまして、沖合底びき網漁業からさわら流し網漁業までの 5 種類の漁業種類を定めております。

(2) の農林水産大臣への報告事項につきましては、漁業種類別、海域別の漁獲努力量といたしまして、これを報告する。

次のページに参りまして、(3) 報告の方法でございますが、これは T A C と同じ報告でございます。最後の 1 カ月につきましては旬ごとの報告でございますが、その前の月までは月一度の報告という形で報告をするということでございます。

(4) は都道府県知事に対する報告事項といたしまして、都道府県計画に定められました採捕の種類、海域ごとの漁獲努力量を報告するというところで、この省令を定めたとところでございます。この省令に従いまして、先ほどの基本計画に定まった漁獲日数を関係業者の方に報告をいただくという扱いにしたということでございます。

以上でございます。

小野分科会長 報告事項の 2 ~ 4 ですが、ただいまの説明について、何か御質問あるいは御意見ございませんか。

特にございませんか。

その他

小野分科会長 それでは、報告事項も 1、2、3、4 すべて終わりました、その他ですが、本日の議題に関係のないことでも、委員の方々の御意見あるいは御質問があれば承ることになっておりますので、何かございましたら御発言をお願いいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 それでは、まだ時間があるようでございますので、内水面の外来魚について御質問と
いうか、お願いも含めて2～3お願いしたいと思います。

御承知のように、最近、毎日のように新聞あるいはテレビで内水面におけるブラックバス等外来
魚の問題が取り上げられているわけでございます。最近では、ため池ダム、河川の本流、さらには
公園の池にまでいる いるというよりは、だれかが密放流の形でしているわけでありますが、お
堀にもかなり前から居ついておりまして、所管の環境省が時々、調査を含めて駆除もやっている
というような現状であります。水産庁でも、この問題については大分苦慮されていると思ってお
ります。既に、この問題については「外来魚問題懇談会」というものを立ち上げられて、今、検討中
でございますので、私どもは、その成り行きを見守っているというところではありますが、変な方向へ
行くんじゃないかという危惧も若干しております。

そこで御質問をさせていただきたいわけですが、こういった会議あるいは水産庁へ直接マスコミ
等が取材に行ったときに、バスの釣り人をバサーと言いますが、こういう人たちを遊漁者とか釣り
人という表現をされているわけで、これはバス釣りとかバサーというのが本来であって、遊漁者と
か釣り人と言っていたくない。

と申しますのは、時々、新聞等の取材を受けたときに、漁協・漁業者と遊漁者といいますが、釣
り人と漁業の対立構造というようなことを言われて非常に心外に思っているわけで、私どもは、一
般の釣り人、センサスで言う 1300 万人以上の 延べですが、こういう人たちと対立をしている
わけではありませんので、ちょっと話がくどくなりましたが、バス釣りとかバサーと言っていた
きたいということでもあります。

それからもう一つは、最近、釣具団体が、このバス釣りの人口を 350 万というふうに言っている
わけですが、この人口の数が正確なら 正確では、もちろんないとは思いますが、アバウトでも
こんなにたくさんいるのかどうか。350 万人もいるのだったら、この人たちが 10 日間一人が行け
ば 3500 万という数字になってしまうわけで、ちょっとあり得ない、かなり誇張した数字ではない
だろうかと思っているわけです。この数字が、新聞あるいはテレビで報道されているわけであり
ます。うそも 100 回以上言うと本当になるなんて、外国ではそういうことわざがあるようですが、何
か、最近すっかり安心し切って、300 万、350 万ということを行っているようですが、この辺、公
的な数字はないとは思いますが、ちょっとその数字は違うんじゃないのぐらいのことを水産庁の方
から言っていただけないものだろうか、こんなふうには思っております。

それから、三つ目ですが、これは先の話になると思いますが、今、こういう水面にいろいろな魚
が放り込まれているわけですが、これが自由でおとがめなしと。どんな魚を入れても問題にはされ
ない。こんなことが、今日、こういう結果を招いているのだらうと思っております。10 年前に、やっ
とブラックバスとブルーギルだけは入れてはいけないよという県の調整規則で禁止されたわけ
ですが、それ以外の魚については入れても特段おとがめなしとなっていますから、今後、この魚が飽
きられた、その後、またいろいろな魚が外国にはいますから、そんなものがどんどん放り込まれる
危険性もあります。したがって、少なくとも漁業権漁場には、入れる魚はある程度限定してい
ただかないと、これから先、非常にいろいろな問題が起きてくると思っております。

単に魚だけではなくて、一緒に魚病、ウィルスとか、細菌性の病原体が魚と一緒に持ち込まれる。
内水面も、いろいろな魚がいろいろな病気で、その対策に追われているわけですが、やはり、こ
んなことの原因にもなっているのではないかと思っております。

以上、3つ申し上げましたが、この点について、もし何か、お答えいただければありがたいと思

います。

小野分科会長 それでは、お願いします。

井貫沿岸沖合課長 まず呼び方でございますけれども、バス釣りのことだけを言っているときにはバス釣りというような言い方にしておりますが、全体的に言う場合には、どうしても遊漁者なり、釣り人といった包括的な呼び方をせざるを得ない場合もございますが、そういったTPOをきっちり考えて、正確に言うように心がけたいと思います。

それから、数字の点につきましては、漁業センサスの時点である程度の数字が出るんですが、それ以外、数字がございませんので、当局発表といいますか、主催者発表というような数字と正確な数字とは別だということを常々気をつけて言うようにいたしたいと思います。

それから、放流の観点でございますけれども、現在、外来魚でいろいろ問題になっておりますが、全体的に申しますと、魚だけではなくて動物・植物を含めまして、生態系の保全なり、生物多様性の関係で、国としても、これからいろいろ法制度を含めまして対象を整備するという方向で政府全体で動いておりますので、その中で必要な手当等もなされていることだろうと思いますし、我々もしていかなければいけないと思いますが、一方で、漁業面、水産面からいいますと、過去、やはり長い間、食糧増産等の立場の中で、若干、生態系なり、生物多様性に配慮せずに放流が行われていたというのは、内水面・海面を問わず言われております。

栽培漁業の関係でも、内水面の放流の関係でも、最近になってようやくですが、生態系に対する影響がどうかとか、遺伝子の多様性についての影響はどうかといった調査事業を始めておりますし、また栽培漁業におきましても、内水面の増殖事業におきましても、そういった生態系なり、生物多様性の保全に配慮した放流を心がけてくださいという指導を今しているところでございます。

今後、そういった全体的な調査結果等、それから、国全体としての動きの中で、相当なきちっとした配慮の仕方といったものをやっていかなければならないと考えております。全体的には、どんどんとそういう生態系なり、生物多様性の配慮というものが必要だろうと思っておりますし、制度的には、動植物を含めての全体の動きの中で、水産の場面でこういった形が一番適切かといったことを考えながらやっていきたいと思っております。

今後とも、よろしく御意見なり、御協力をお願いしたいと思います。

小野分科会長 そのほかに、御質問、御意見、本日の議題に関係のないことでも構いませんが、ございますか。

佐々木委員。

佐々木委員 養殖関係の担当の方がおられません、次長さんがおられますので……。

トレーサビリティの利益の問題ですね。生産利益の問題については、食肉には法的な義務がある。来年度、食品法が制定されるように聞いておるわけですけども、何か、消費者が求めている中間段階で、このトレーサビリティについては、そういう問題が、狂牛病の問題から発して魚にもそれを要求する形が出て、生産段階ではリスク的にも大変な事態で、それぞれ要求するところが皆違う要素もあつたりするわけです。

そういう意味で、これは国、水産庁で、やはり一つのモデルをつくって、今後はこの方式でやるべきだというような一つの基準をつくるべきではないかという大学の先生あたりの意見は非常に強いわけでございますが、その取り組みはどうあるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

小野分科会長 トレーサビリティへの取り組みについて。

川口次長 今、お話のように、特に昨年のBSE以来、水産物全般、養殖に限らず、安全あるい

は安心ですね。安全というのは、化学的には安全だという話なんでしょうし、安心というのは理屈抜きの安心なんだと思います。そういう議論が随分にぎやかになったというのはあるわけですね。

そういう中で、やはり人それぞれが求めるものは、確かに、消費者の段階でも違うものもあります。水産物の供給という側面から考えたら、それにこたえていくことが重要なんだろうということもありますし、一方、養殖経営という面から見ますと、やはり、ある程度そういう対応をしていかないと、養殖経営そのものが今日の対応に回っていかないというような問題もあるわけですね。

そういう中で、いろいろ検討の場がありまして、特に養殖に関して申し上げれば、全体の安全ということとトレーサビリティの検討の場ということとはまた別に、全かん水という養殖業者さんの組織もあるわけですし、そういったところと意見交換をしながら、どういう形で安全なものを安心してもらえるかという視点でトレーサビリティの問題も扱うということで現在も議論を進めているというところがございます。

ただ、いずれにしても、長い目で養殖の安定そのものを考えれば、可能な限りこたえていくということも必要なんだろうというふうに思っております。

小野分科会長 そのほかにもございますか。

特にございませんか。

なければ、本日の資源管理分科会はこれで終了させていただきたいと思います。

どうも、長い間御苦労さまでした。

閉 会